掛川市規則第８号

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和２年３月２７日

掛川市長

（別紙）

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険税条例施行規則（平成17年掛川市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第３条を第４条とし、第２条の次に次の１条を加える。

（国民健康保険税の減免）

第３条　条例第30条第２項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 減免に係る事由が条例第30条第１項第５号の規定に該当する場合

(2) 災害その他の特別な事情により納期限までに申請書を提出することが困難であると市長が認めた場合

２　条例第30条及び前項に定めるもののほか、国民健康保険税の減免に関し必要な事項及び手続の細目については、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。